

作業料金の改定について（お知らせ）

令和7年4月1日改定

公益社団法人

宮津与謝広域シルバー人材センター

＜改定の理由＞

京都府最低賃金が令和6年10月1日から改正され、1,008円から1,058円と50円引き上げられたため、下記のとおり令和7年4月1日から主要単価の改定を行いますのでお知らせします。

引上げ率は、最低賃金と同じ4.96%で、10円単位としています。

区 分	配分金 改定前 (円/時間)			配分金 改定後 (円/時間)			引上額 (円)
	税抜き	税額 (10%)	計	税抜き	税額 (10%)	計	
草取り・家事援助 屋内外清掃 等	918	92	1,010	963	97	1,060	50
草刈り・農作業 等	1,118	112	1,230	1,172	118	1,290	60
剪定（雑木）、伐 採 等	1,218	122	1,340	1,281	129	1,410	70
剪定（松）・墓掃 除、簡易な大工等	1,327	133	1,460	1,390	140	1,530	70

作業料金は、上記の配分金に**13%**の事務費、材料費、処分料金が加算となります。

上記以外の料金につきましては、個別にお問い合わせください。

※ 自動車等使用損料・材料代基準表は据置きとします。

事務費引上げについて（お知らせ）

令和7年4月1日から 10%を13%に

公益社団法人

宮津与謝広域シルバー人材センター

シルバー人材センターでは、会員に支払う報酬（配分金と呼んでいます。）の10%相当を運営費に充てるため事務費としてお客様からいただいております。この事務費について、平成28年4月、8%から10%に引上げて以来、8年間据え置いてまいりましたが、令和5年10月1日に施行されたインボイス制度の施行による消費税の納税、人件費及び諸物価高騰による運営費の増大等により、令和7年度から13%（現行は10%）に引上げさせていただきます。お客様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。